

和歌山地方法務局から
講演会・無料相談会のご案内

相続登記はお済みですか？相続が発生したとき、土地や建物などの不動産の名義変更（相続登記）をしないと、その後、相続人が死亡して新たな相続が発生し、さらに手間と費用がかかることになったり、不動産を売却しようとしてもすぐに売ることができなかつたりするなどの問題が起こります。

また、遺言を残しておかないと、相続人の中でトラブルが発生したり、さらに認知症などで判断能力が不十分になったときには不動産や預貯金の管理が難しくなったりするなど、さまざまな問題が起こることが考えられます。

和歌山地方法務局では、和歌山県司法書士会・和歌山公証人会と連携し、講演会・無料相談会を開催します。

●日時／2月2日（土）10時～13時
（9時30分開場）

●場所／和歌山地方法務局（和歌山市二番丁3番地 和歌山地方合同庁舎）

●講演内容／「相続登記はお済みですか？」「知っておきたい成年後見制度」「法定相続情報証明制度を利用しよう」「遺言のすすめ」

●席数／120席
※当日は自由席で先着順。

☎和歌山地方法務局総務課

☎073・422・5132

税金

確定申告期限のお知らせ

●所得税および復興特別所得税の申告・納期限／3月15日（金）

●個人事業者の消費税および地方消費税の申告・納期限／4月1日（月）

●贈与税の申告・納期限／3月15日（金）

☎湯浅税務署 ☎63・5351

振替納税のご案内

納税には「振替納税」が便利で確実です。

●所得税および復興特別所得税の振替日／4月22日（月）

●個人事業者の消費税および地方消費税の振替日／4月24日（水）

☎湯浅税務署 ☎63・5351

編集後記

あっという間に1月も終わり…。インフルエンザも流行していますが、皆様いかがお過ごしですか？今月号では、成人式を特集しました。新成人の輝かしい姿、お伝えできていたらうれしいなと思います！

（なんとなく保護者のような
気持ちになった 西岡紗希）

有田川町
公式Instagram
始めました😊



フォトコンテスト開催します！

フォトコンテスト
テーマ

「わたしが好きなありだがわ」

募集期間

2019年2月28日（木）まで

1 Instagram（インスタグラム）の有田川町公式アカウント「@aridagawa_official」をフォローする

2 テーマ「わたしが好きなありだがわ」に沿った写真を有田川町内で撮影！
※過去の写真でもOK

3 キャプションに撮影場所を記載するか位置情報に撮影場所を追加し、ハッシュタグ「#aridagawa_photocon201819」をつけて投稿！

応募に関する規約や賞品など是有田川町ホームページでご確認ください🔍